定年引上げに係る職員の給与制度について

項目	内 容
給料	【役職定年制に伴う降任等がない場合】 60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後に適用される級号給の7割水準 【役職定年制に伴う降任等がある場合】 役職定年制による降任等(地公法第28条の2に基づく降任等)をされた日の前日に受けていた給料月額の7割水準(各級の最高号給の給料月額を上限) ※7割水準の対象外 ・役職定年制の適用除外となる職員:医師、歯科医師・法律により任期を定めて任用される職員
経過措置適用者等の取扱い	・経過措置(保育士・幼稚園教員)及び現給保障(事務転任等・研究職)適用者は、経過措置額又は現給保障額の7割水準
昇給	・60 歳以下職員と同様 (相対評価区分が上位である場合の み 1 号給昇給)
地域手当・超過勤務手当・ 夜間勤務手当・期末手当・ 勤勉手当・教職調整額	・算定の基礎となる給料月額が7割水準になることに連動 した額
給料の調整額・初任給調整 手当・義務教育等教員特別 手当	・7割水準の対象職員:60歳以下職員の7割水準・7割水準の対象外職員:60歳以下職員と同様
扶養手当・住居手当・通勤 手当・単身赴任手当・特殊 勤務手当・宿日直手当・産 業教育手当・定時制教育手 当	・60 歳以下職員と同様

項目	内 容
退職手当	【基本額】
	・退職時の給料月額(7割水準の対象職員は7割水準の額)
	を基に、定年退職等の場合の支給率表を適用し算定
	【基本額に係る特例措置】
	・特定日から7割水準の給料月額となる場合及び役職定年
	制による降任等により給料月額が減額される場合を退
	職手当の基本額に係る特例措置の適用対象に追加
	・本市独自の事情(「平成 24 年給与制度改革」、「平成 27
	年保育士等給料表切替等」又は「技能職員における事務
	職員等又は事業担当主事への転任」)に伴う給料月額の
	減額による特例措置の適用となった場合で、かつ特定日
	に7割水準の対象となる場合に限り、特例措置を2回適
	用
	【定年前早期退職の特例措置】
	・当分の間、現行制度下で対象となる年齢と割増率を維持
	ただし、希望退職以外の退職の場合は、60歳以降も加算
	対象に追加
	【調整額】
	・役職定年制による降任等となった場合、在職期間中の上
	位 60 月の区分で算定
旅費	・60 歳以下職員と同様
定年前再任用短時間勤務職	・現行の再任用短時間勤務職員と同様
員	
暫定再任用職員(フルタイ	
ム・短時間)	・現行の再任用職員(フルタイム・短時間)と同様

※定年引上げに係る職員の給与水準については、当分の間の措置として実施し、定年引上げの完成前(令和13年3月31日まで)に所要の措置を順次講ずるものとする。